

**第60回税理士試験**  
**消費税法 模範解答**

〔第1問〕 - 50点 -

問1 (30点)

(1)

① 納税義務者の原則

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。

② 小規模事業者に係る納税義務の免除

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、①にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

③ 課税事業者の選択

②により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間につき、課税事業者選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした事業者がその提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等については、②は、適用しない。

④ 相続があった場合の納税義務の免除の特例

(1) その年における相続

その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等については、②は、適用しない。

(2) その年の前年又は前々年における相続

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等については、②は、適用しない。

⑤ 合併があった場合の納税義務の免除の特例

(1) 吸収合併の場合

① 合併事業年度

吸収合併があった場合において、被合併法人の合併法人のその合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その合併法人のその事業年度のその合併があった日からその合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、②は、適用しない。

①

②

④

② 翌事業年度及び翌々事業年度

合併法人のその事業年度の基準期間の初日の翌日からその事業年度開始の日の前日までの間に吸収合併があった場合において、その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その合併法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

(2) 新設合併の場合

① 設立事業年度

新設合併があった場合において、被合併法人の合併法人のその合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高のいずれかが1,000万円を超えるときは、その合併法人のその合併があった日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

② 翌事業年度及び翌々事業年度

合併法人のその事業年度開始の日の2年前の日からその事業年度開始の日の前日までの間に新設合併があった場合において、その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高と各被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その合併法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

**⑥** 分割等があった場合の納税義務の免除の特例

(1) 新設分割子法人

① 設立事業年度

分割等があった場合において、新設分割親法人の新設分割子法人の分割等があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその分割等があった日からその分割等があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

② 翌事業年度

新設分割子法人のその事業年度開始の日の1年前の日の前日からその事業年度開始の日の前日までの間に分割等があった場合において、新設分割親法人のその新設分割子法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

③ 翌々事業年度以後

新設分割子法人のその事業年度開始の日の1年前の日の前々日以前に分割等があった場合において、その事業年度の基準期間の末日においてその新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、その新設分割子法人のその事業年度の基準期間における課税売上高とその新設分割親法人のその新設分割子法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

⑤

⑤

(2) 新設分割親法人

新設分割親法人のその事業年度開始の日の1年前の日の前々日以前に分割等があった場合において、その事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、その新設分割親法人のその事業年度の基準期間における課税売上高とその新設分割子法人のその新設分割親法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その新設分割親法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

**⑦** 吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例

(1) 吸収分割事業年度

吸収分割があった場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その分割承継法人のその吸収分割があった日の属する事業年度のその吸収分割があった日からその吸収分割があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

(2) 翌事業年度

分割承継法人のその事業年度開始の日の1年前の日の前日からその事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があった場合において、分割法人のその分割承継法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その分割承継法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

**⑧** 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例

(1) 内容

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

(2) 新設法人の調整対象固定資産の仕入れ等があった場合の納税義務の免除の特例

新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行った場合には、その新設法人のその調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等については、**②**は、適用しない。

(3) 新設法人の意義

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人

(2)

(意義)

① 個人事業者及び基準期間が1年である法人

基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額。

② 基準期間が1年でない法人

①の方法により計算した残額をその法人のその基準期間に含まれる事業年度の月数(注)の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額。

(注) 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。

③ 課税資産の譲渡等の対価の額

課税資産の譲渡等の対価の額とは、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。

なお、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

(取扱い及びその理由)

(1) 取扱い

基準期間において免税事業者であった場合は、基準期間における課税売上高を計算する際税抜き計算を行わなくてよい。

(2) 理由

免税事業者であった課税期間中の課税資産の譲渡等には、消費税が課されていないため。

③

②

問 2 (20点)

①

(1) 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次の事項が記載されているもの

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

4

②

(1) 事業者に対し課税資産の譲渡等（輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除く。以下同じ。）を行う他の事業者が、その課税資産の譲渡等につきその事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次の事項（その課税資産の譲渡等が小売業その他一定の事業に係るものである場合には、①から④までの事項）が記載されているもの

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額（消費税等相当額を含む。）
- ⑤ 書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称

4

(2) 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次の事項が記載されているもの（その課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ⑤ 課税仕入れに係る支払対価の額

③

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合、又は、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円以上である場合において請求書等の交付を受けなかつたことにつきやむを得ない理由があるとき

4

④

仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受けようとする事業者は、帳簿及び請求書等を整理し、その帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、その請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。ただし、一定の場合に該当する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない。

なお、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から5年を経過した日以後の期間における保存は、一定の方法によることができる。

4

⑤

(1) 意義

仕入れに係る消費税額の控除の規定は、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れ等の税額については、摘要しない。

(2) 仕入税額控除の適用

災害その他やむを得ない事情により、その保存をすることができなかったことをその事業者において証明した場合は、帳簿及び請求書等いずれの保存がなくても仕入税額控除の適用がある。

4

〔第二問〕

問1 ③×10箇所+①×10箇所=40点

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間における課税売上高	③ 53,121,949円	<p>〔基準期間における課税売上高の計算〕</p> <p>平成20年の納税義務の有無の判定</p> <p>(1) 甲  <math>13,200,000 - 6,000,000 = 7,200,000 \text{円} \leq 10,000,000 \text{円}</math></p> <p>(2) 乙  <math>(38,975,300 - 230) \times \frac{100}{105} - 97,400 \times \frac{100}{105} = 37,026,353 \text{円} &gt; 10,000,000 \text{円}</math>  <math>\therefore</math> 平成20年12月1日～平成20年12月31日の間について納税義務あり</p> <p>平成22年（当課税期間）の納税義務の有無の判定</p> <p>(1) 甲            ① <math>12,100,000 - 5,500,000 = 6,600,000 \text{円}</math>            ② <math>(1,100,000 + 2,965,300 - 500,000) \times \frac{100}{105} - 13,250 \times \frac{100}{105} = 3,382,904 \text{円}</math>            ③ ①+②=9,982,904円 <math>\leq 10,000,000 \text{円}</math></p> <p>(2) 乙            ① <math>(45,478,955 - 567 - 621,500) \times \frac{100}{105} + 621,500 = 43,342,345 \text{円}</math>            ② <math>(212,390 - 21,500) \times \frac{100}{105} + 21,500 = 203,300 \text{円}</math>            ③ ①-②=43,139,045円</p> <p>(3) ①+②=53,121,949円 <math>&gt; 10,000,000 \text{円} \therefore</math> 納税義務あり</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程																					
課税標準額	③ 61,231,000円	<p>〔課税標準額の計算〕</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第一種事業売上高</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,108,460</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>第三種事業売上高</td> <td style="text-align: right;"><math>6,758,600 + 120,000 =</math></td> <td style="text-align: right;">6,878,600</td> </tr> <tr> <td>第四種事業売上高</td> <td style="text-align: right;"><math>44,221,663 + 735,000 =</math></td> <td style="text-align: right;">44,956,663</td> </tr> <tr> <td>第五種事業売上高</td> <td style="text-align: right;"><math>901,500 + 3,600,000 + 1,800,000</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><math>+ 1,320,000 + 144,000 + 480,000</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><math>+ 600,000 + 216,000 + 288,000 =</math></td> <td style="text-align: right;">9,349,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">64,293,223円</td> </tr> </table> <p><math>64,293,223 \times \frac{100}{105} = 61,231,640 \text{円} \rightarrow 61,231,000 \text{円}</math>（千円未満切捨）</p>	第一種事業売上高	3,108,460		第三種事業売上高	$6,758,600 + 120,000 =$	6,878,600	第四種事業売上高	$44,221,663 + 735,000 =$	44,956,663	第五種事業売上高	$901,500 + 3,600,000 + 1,800,000$			$+ 1,320,000 + 144,000 + 480,000$			$+ 600,000 + 216,000 + 288,000 =$	9,349,500			64,293,223円
第一種事業売上高	3,108,460																						
第三種事業売上高	$6,758,600 + 120,000 =$	6,878,600																					
第四種事業売上高	$44,221,663 + 735,000 =$	44,956,663																					
第五種事業売上高	$901,500 + 3,600,000 + 1,800,000$																						
	$+ 1,320,000 + 144,000 + 480,000$																						
	$+ 600,000 + 216,000 + 288,000 =$	9,349,500																					
		64,293,223円																					
課税標準額に対する消費税額	③ 2,449,240円	<p>〔課税標準額に対する消費税額の計算〕</p> <p><math>61,231,000 \times 4\% = 2,449,240 \text{円}</math></p>																					
控除過大調整税額	③ 7,619円	<p>〔貸倒回収に係る消費税額の計算〕</p> <p><math>200,000 \times \frac{4}{105} = 7,619 \text{円}</math></p>																					

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
簡易課税制度の適用の有無の判定		<p>〔簡易課税制度の適用の有無の判定〕</p> <p>9,982,904円 ≤ 50,000,000円 ∴ 簡易課税制度適用あり (判定③)</p>
控除対象仕入税額	③ 1,500,362円	<p>〔控除対象仕入税額の計算〕</p> <p>1. 各事業の課税売上高</p> <p>(1) 第一種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>3,108,460 \times \frac{100}{105} = 2,960,438</math>円</p> <p>② ①の返還等対価の額 <math>56,460 \times \frac{3,108,460}{3,108,460 + 901,500} = 43,766</math>円  <math>43,766 \times \frac{100}{105} = 41,681</math>円</p> <p>③ ①-②=2,918,757円 ①</p> <p>(2) 第三種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>6,878,600 \times \frac{100}{105} = 6,551,047</math>円</p> <p>② ①の返還等対価の額 <math>312,500 + 19,845 = 332,345</math>円  <math>332,345 \times \frac{100}{105} = 316,519</math>円</p> <p>③ ①-②=6,234,528円 ①</p> <p>(3) 第四種事業</p> <p><math>44,956,663 \times \frac{100}{105} = 42,815,869</math>円 ①</p> <p>(4) 第五種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>9,349,500 \times \frac{100}{105} = 8,904,285</math>円</p> <p>② ①の返還等対価の額 <math>56,460 \times \frac{901,500}{3,108,460 + 901,500} = 12,693</math>円  <math>12,693 \times \frac{100}{105} = 12,088</math>円</p> <p>③ ①-②=8,892,197円 ①</p> <p>(5) ①+②+③+④=60,861,351円</p> <p>2. 各事業の売上割合</p> <p>(1) 第一種事業 <math>\frac{1.(1)}{1.(5)} = 0.0479\dots</math></p> <p>(2) 第三種事業 <math>\frac{1.(2)}{1.(5)} = 0.1024\dots</math></p> <p>(3) 第四種事業 <math>\frac{1.(3)}{1.(5)} = 0.7034\dots</math></p> <p>(4) 第五種事業 <math>\frac{1.(4)}{1.(5)} = 0.1461\dots</math></p> <p>3. みなし仕入率の判定</p> <p>第一種事業の売上割合と第四種事業の売上割合の合計、第三種事業の売上割合と第四種事業の売上割合の合計、第四種事業の売上割合と第五種事業の売上割合の合計が75%以上であるため、みなし仕入率は原則法その他簡便法（第一種事業と第四種事業、第三種事業と第四種事業、第四種事業と第五種事業）を用いることができる。 (判定①)</p> <p>4. みなし仕入率</p> <p>(1) 各事業の消費税額</p> <p>① 第一種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>3,108,460 \times \frac{4}{105} = 118,417</math>円</p>

		<p>㊤ ①の返還等対価の額 <math>43,766 \times \frac{4}{105} = 1,667</math> 円</p> <p>㊦ ①-㊤ = 116,750 円</p> <p>② 第三種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>6,878,600 \times \frac{4}{105} = 262,041</math> 円</p> <p>㊤ ①の返還等対価の額 <math>332,345 \times \frac{4}{105} = 12,660</math> 円</p> <p>㊦ ①-㊤ = 249,381 円</p> <p>③ 第四種事業</p> <p><math>44,956,663 \times \frac{4}{105} = 1,712,634</math> 円</p> <p>④ 第五種事業</p> <p>① 課税売上高 <math>9,349,500 \times \frac{4}{105} = 356,171</math> 円</p> <p>㊤ ①の返還等対価の額 <math>12,693 \times \frac{4}{105} = 483</math> 円</p> <p>㊦ ①-㊤ = 355,688 円</p> <p>⑤ ①+②+③+④ = 2,434,453 円</p> <p>(2) 原則法</p> $\frac{116,750 \times 90\% + 249,381 \times 70\% + 1,712,634 \times 60\% + 355,688 \times 50\%}{2,434,453}$ $= \frac{1,485,065}{2,434,453} = 0.6100\cdots \quad (\text{計算過程 ①})$ <p>(3) 簡便法 (第一種事業と第四種事業)</p> $\frac{116,750 \times 90\% + (2,434,453 - 116,750) \times 60\%}{2,434,453} = \frac{1,495,696}{2,434,453} = 0.6143\cdots$ <p>(計算過程 ①)</p> <p>(4) 簡便法 (第三種事業と第四種事業)</p> $\frac{249,381 \times 70\% + (2,434,453 - 249,381) \times 60\%}{2,434,453} = \frac{1,485,609}{2,434,453} = 0.6102\cdots$ <p>(計算過程 ①)</p> <p>(5) 簡便法 (第四種事業と第五種事業)</p> $\frac{1,712,634 \times 60\% + (2,434,453 - 1,712,634) \times 50\%}{2,434,453} = \frac{1,388,489}{2,434,453} = 0.5703\cdots$ <p>(計算過程 ①)</p> <p>(4) 比較</p> $\frac{1,495,696}{2,434,453} > \frac{1,485,609}{2,434,453} > \frac{1,485,065}{2,434,453} > \frac{1,388,489}{2,434,453}$ <p><math>\therefore \frac{1,495,696}{2,434,453}</math></p> <p>5. 控除対象仕入税額</p> $(2,449,240 + 7,619 - 14,811) \times \frac{1,495,696}{2,434,453} = 1,500,362$ 円
売上げの返還等対価に係る消費税額	③ 14,811 円	<p>【売上げの返還等対価に係る消費税額の計算】</p> $56,460 + 312,500 + 19,845 = 388,805$ 円 $388,805 \times \frac{4}{105} = 14,811$ 円
貸倒れに係る消費税額	③ 13,800 円	<p>【貸倒れに係る消費税額の計算】</p> $362,250 \times \frac{4}{105} = 13,800$ 円
控除税額小計	1,528,973 円	<p>【控除税額小計の計算】</p> $1,500,362 + 14,811 + 13,800 = 1,528,973$ 円

IV 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	③ 927,800 円	〔差引税額の計算〕 2,449,240 + 7,619 - 1,528,973 = 927,886 円 → 927,800 円 (百円未満切捨)

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	③ 425,100 円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 1 月中間申告 $850,300 \times \frac{1}{12} = 70,858 \text{ 円} \leq 4,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{1 月中間申告義務なし}$ (2) 3 月中間申告 $850,300 \times \frac{3}{12} = 212,574 \text{ 円} \leq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{3 月中間申告義務なし}$ (3) 6 月中間申告 $850,300 \times \frac{6}{12} = 425,149 \text{ 円} > 240,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{6 月中間申告義務あり}$ (4) 中間納付税額 425,100 円 (百円未満切捨)

VI 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	① 502,700 円	〔納付税額の計算〕 927,800 - 425,100 = 502,700 円

問2 ② × 2 箇所 + ① × 6 箇所 = 10 点

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合	② $\frac{228,763,627}{542,619,629}$	〔課税売上割合の計算〕 (1) 課税売上額 ① 国内課税売上げ $(569,890,210 - 320,055,502) \times \frac{100}{105} = 237,937,817 \text{ 円}$ ② ①の返還等対価の額 $(15,832,400 - 6,199,500) \times \frac{100}{105} = 9,174,190 \text{ 円}$ ③ ① - ② = 228,763,627 円 (2) 非課税売上額 ① 非課税売上げ 320,055,502 円 ② ①の返還等対価の額 6,199,500 円 ③ ① - ② = 313,856,002 円 (3) 課税売上割合 $\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = \frac{228,763,627}{542,619,629} = 0.4215 \dots < 95\% \quad \therefore \text{あん分計算必要}$
控除対象仕入税額	② 4,843,381 円	〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕 $6,382,768 + 12,915 + 5,092,655 = 11,488,338 \text{ 円}$ $11,488,338 \times \frac{228,763,627}{542,619,629} = 4,843,381 \text{ 円}$ 〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等〕 (1) 調整対象固定資産の判定 店舗内装工事一式 (A) $3,570,000 \times \frac{100}{105} = 3,400,000 \text{ 円} \geq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当}$

広告用看板 (B)

$$682,500 \times \frac{100}{105} = 650,000 \text{ 円} < 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当しない}$$

普通乗用車 (C)

$$2,940,000 \times \frac{100}{105} = 2,800,000 \text{ 円} \geq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当}$$

営業用車両 (D)

$$1,050,000 \times \frac{100}{105} = 1,000,000 \text{ 円} \boxed{1} \geq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当}$$

普通乗用車 (E)

$$(3,050,000 + 100,000) \times \frac{100}{105} = 3,000,000 \text{ 円} \boxed{1} \geq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当}$$

エアコン (F)

$$472,500 \times \frac{100}{105} = 450,000 \text{ 円} \boxed{1} < 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当しない}$$

本社事務所保証金

$$945,000 \times \frac{100}{105} = 900,000 \text{ 円} \boxed{1} < 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{該当しない}$$

ゴルフ場利用株式

ゴルフ場利用株式の取得が課税仕入れに該当しないため、調整対象固定資産に該当しない。  $\boxed{1}$

(2) 著しい変動の判定

- ① 店内内装工事一式 (A)、営業用車両 (D)、普通乗用車 (E) は、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、著しい変動の調整不要
- ② 普通乗用車 (C) は、第3年度の課税期間末において保有していないため、著しい変動の調整不要

(判定  $\boxed{1}$ )

〔控除対象仕入税額の計算〕

## アドバイス

### 〔第一問〕

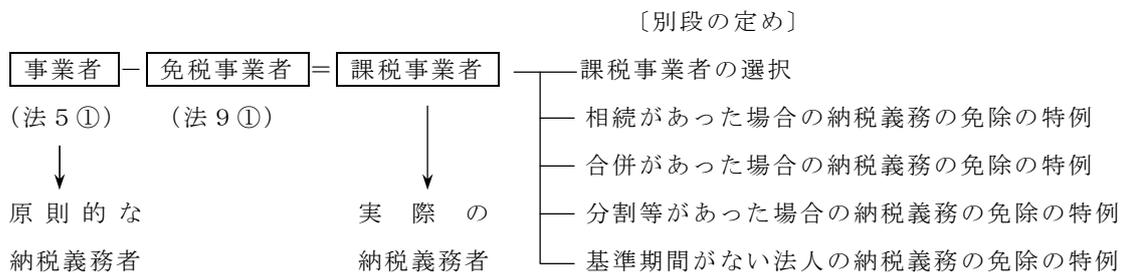
#### 問 1

(1)

消費税法における納税義務者の規定は、まず、法 5 ①により「事業者は納税義務がある」と規定し、法 9 ①により「その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の者」について、納税義務を免除している。

「基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の者」であっても、別段の定めにより納税義務が免除されない場合がある。その別段の定めが、課税事業者の選択、相続があった場合の納税義務の免除の特例、合併があった場合の納税義務の免除の特例、分割等があった場合の納税義務の免除の特例、基準期間がない法人の納税義務の免除の特例である。

《納税義務者の分類》



本問は、「消費税を納める義務がある事業者」について問われているため、上記に示した内容を簡潔にまとめて解答していくことになる。

(2)

基準期間における課税売上高については、法 9 条第 2 項の規定を解答することになる。又、「当該課税期間中において免税事業者であった場合の取扱い及びその理由」については、普段計算問題を解答するときの内容より、税抜き計算を行わない旨、及びその理由として消費税が課税されていないことを解答することとなる。

#### 問 2

「仕入れに係る消費税額の控除を受けるために必要な帳簿及び請求書等及びその保存」が内容ごとに分割され出題される問題でした。ただし、問題文中に「課税貨物の引取りに関する事項には触れる必要はない。」とあることから、書かなくてよいものまで解答し答案用紙及び時間が足りなくなることがないように注意しなければならない。

### 総 括

今回の理論問題は、問 1 (2)と問 2 が個別理論の内容を正確に暗記しておけば解答できると思われる。

又、問 1 (1)は、問題文の趣旨の読み取りがしにくい問題であるが、「消費税の納税義務」という観点からアプローチして解答を作成することになる。ただし、個別理論を単純に解答していくと用紙された答案用紙の範囲内に解答することができないため、個別理論の内容の一部を省略して解答する必要がある。

以上のことから、今回の理論問題では 30 点以上の得点の獲得が必要と思われる。

〔第二問〕

### 問 1

#### 1. 納税義務有無の判定

- (1) 相続開始の年（その年における相続）

相続人の基準期間における課税売上高  $\leq$  1,000 万円

被相続人の基準期間における課税売上高  $>$  1,000 万円  $\Rightarrow$  納税義務あり  
(相続のあった日の翌日～その年12月31日)

- (2) 相続開始の年の翌年、翌々年（その年の前年又は前々年の相続）

相続人の基準期間における課税売上高  $\leq$  1,000 万円

相続人の基準期間における課税売上高 + 被相続人の基準期間における課税売上高  $>$  1,000 万円  $\Rightarrow$  納税義務あり

- (3) 本問での注意点

- ① 基準期間中に相続が発生しているため、上記(1)にあてはめ基準期間中の納税義務の有無を判定する。
- ② 当課税期間の納税義務の有無の判定にあたり、基準期間の中途において免税事業者から課税事業者になっているため、課税売上高の集計（免税事業者の時の課税売上高は税抜き計算不要）に注意しなければならない。

#### 2. 課税標準額の計算

- (1) 中国の工場に所在する木工機械について、中国に出張して修理した工賃  
役務提供の場所が国外のため、国外取引に該当し、課税対象外取引となる。

- (2) 不動産賃貸料のうち、303号室に係る賃貸料（基通6-13-8）

貸付けに係る契約において住宅として貸し付けられた建物について、契約当事者間で住宅以外の用途に変更することについて契約変更した場合には、契約変更後のその建物の貸付けは、課税資産の譲渡等に該当することとなる。

本問は、上記通達の定められている内容と逆の事例であるが、住宅の貸付けに係る課税又は非課税の判定は、契約内容を基準とするため、契約を変更する前の11月～12月分は課税取引、契約変更後平成23年1月分以降から非税取引となる。

- (3) 月極駐車場収入（基通6-13-3）

- ① 入居者について1戸当たり1台以上の駐車スペースが確保されている。  
② 自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられる。  
③ 住宅の貸付けの対価とは別に駐車場使用料等を収受していない。

上記要件を満たす場合は、駐車場収入は住宅の貸付けに含まれる。

本問では、上記に示した3つの要件を満たしていないので、駐車場収入は駐車場施設の貸付けとなり4%課税取引として処理する。

(4) ゴルフ会員権の譲渡

ゴルフ会員権は、乙の趣味として利用していたゴルフ会員権を相続により甲が取得しているため、このゴルフ会員権は甲の生活用資産に該当し、ゴルフ会員権の譲渡は課税対象外取引となる。

3. 仕入控除税額の計算

(1) 簡易課税制度適用上の事業区分

問題文	事業区分
1. 木工機械の製造・修理業	
(1) ① 顧客から木工機械の製造を受注し…	第三種事業
② 製造問屋から材料部品の支給を受け…	第四種事業
③ 販売した木工機械の定期点検…	第五種事業
④ 他社から仕入れた木工機械に関する消耗品等の販売	第一種事業
(2) ① 鉄屑を、産業廃棄物業者に売却	第三種事業 (注)
2. 不動産賃貸業	
(1) ① 1階 101号室の賃貸料	第五種事業
② 2階 201号室、202号室の賃貸料	第五種事業
③ 3階 303号室の賃貸料 (11～12月分)	第五種事業
⑤ 月極駐車場収入	第五種事業
(2) ① 101号室の更新料	第五種事業
② 303号室の保証金	第五種事業
(3) 原状回復に要する費用として受取ったもの	第五種事業
3. その他	
車両の下取り価額	第四種事業

(注) 鉄屑を、産業廃棄物業者に売却 (基通 13-2-8)

第三種事業に該当する建設業、製造業等に係る事業に伴い生じた加工くず、副産物等の譲渡を行う事業は、第三種事業に該当する。

(2) 控除対象仕入税額の計算

$$\left( \begin{array}{l} \text{課税標準額に} \\ \text{対する消費税額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{貸倒回収に} \\ \text{係る税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上返還等対} \\ \text{価に係る税額} \end{array} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

(3) みなし仕入率

① 原則法

$$\frac{a \times 90\% + b \times 80\% + c \times 70\% + d \times 60\% + e \times 50\%}{t}$$

《記号の内容》

i 第一種事業に係る消費税額

① 第一種事業に係る消費税額  $\text{税込課税売上額} \times \frac{4}{105}$

② ①に係る返還等対価に係る消費税額  $\text{税込返還等対価の額} \times \frac{4}{105}$

③ ① - ② = a

ii 第二種事業に係る消費税額

- ① 第二種事業に係る消費税額  $\text{税込課税売上額} \times \frac{4}{105}$
- ② ①に係る返還等対価に係る消費税額  $\text{税込返還等対価の額} \times \frac{4}{105}$
- ③ ① - ② = b

iii 第三種事業に係る消費税額

- ① 第三種事業に係る消費税額  $\text{税込課税売上額} \times \frac{4}{105}$
- ② ①に係る返還等対価に係る消費税額  $\text{税込返還等対価の額} \times \frac{4}{105}$
- ③ ① - ② = c

iv 第四種事業に係る消費税額

- ① 第四種事業に係る消費税額  $\text{税込課税売上額} \times \frac{4}{105}$
- ② ①に係る返還等対価に係る消費税額  $\text{税込返還等対価の額} \times \frac{4}{105}$
- ③ ① - ② = d

v 第五種事業に係る消費税額

- ① 第五種事業に係る消費税額  $\text{税込課税売上額} \times \frac{4}{105}$
- ② ①に係る返還等対価に係る消費税額  $\text{税込返還等対価の額} \times \frac{4}{105}$
- ③ ① - ② = e

vi 各事業に係る消費税額の合計額

$$a + b + c + d + e = t$$

② 簡便法 I (特定 1 事業の割合が 75%以上)

特定の一の事業の課税売上高の割合が、単独で75%以上

⇒

特定一事業の「法定みなし仕入率」をすべてに適用することができる

③ 簡便法 II (特定 2 事業の割合が 75%以上)

特定の一の事業の課税売上高の割合の合計が75%以上

⇒

次の算式で計算した割合とすることができる

	事業の組み合わせ	みなし仕入率の算式 (端数処理なし)
i	第一種事業と第二種事業	$\frac{a \times 90\% + (t - a) \times 80\%}{t}$
ii	第一種事業と第三種事業	$\frac{a \times 90\% + (t - a) \times 70\%}{t}$
iii	第一種事業と第四種事業	$\frac{a \times 90\% + (t - a) \times 60\%}{t}$
iv	第一種事業と第五種事業	$\frac{a \times 90\% + (t - a) \times 50\%}{t}$

v	第二種事業と第三種事業	$\frac{b \times 80\% + (t - b) \times 70\%}{t}$
vi	第二種事業と第四種事業	$\frac{b \times 80\% + (t - b) \times 60\%}{t}$
vii	第二種事業と第五種事業	$\frac{b \times 80\% + (t - b) \times 50\%}{t}$
viii	第三種事業と第四種事業	$\frac{c \times 70\% + (t - c) \times 60\%}{t}$
ix	第三種事業と第五種事業	$\frac{c \times 70\% + (t - c) \times 50\%}{t}$
x	第四種事業と第五種事業	$\frac{d \times 60\% + (t - d) \times 50\%}{t}$

## 問 2

### 1. 調整対象固定資産の判定

調整対象資産 (法 2 ①十六、令 5)	①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具 ⑦工具、器具及び備品 ⑧鉱業権 ⑨その他一定の資産(※) (※)特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、課税資産を賃借するために支出する権利金等、ゴルフ場利用株式等、ソフトウェア、資本的支出 等
金額基準	課税仕入れに係る支払対価の額(税込) $\times \frac{100}{105} \geq 1,000,000$ 円 課税貨物に係る課税標準額(関税課税価格+個別消費税額+関税額) $\geq 1,000,000$ 円
課税仕入れに係る 支払対価の額	その資産に係る支払対価の額そのものをいう 引取運賃、荷役費等の付随費用は含まれない

注 1 営業用車両(D)について別途塗装費用を支払っているが、この塗装費用は、その資産を事業の用に供するためにかかった付随費用に該当することから、課税仕入れに係る支払対価の額には含まれない。

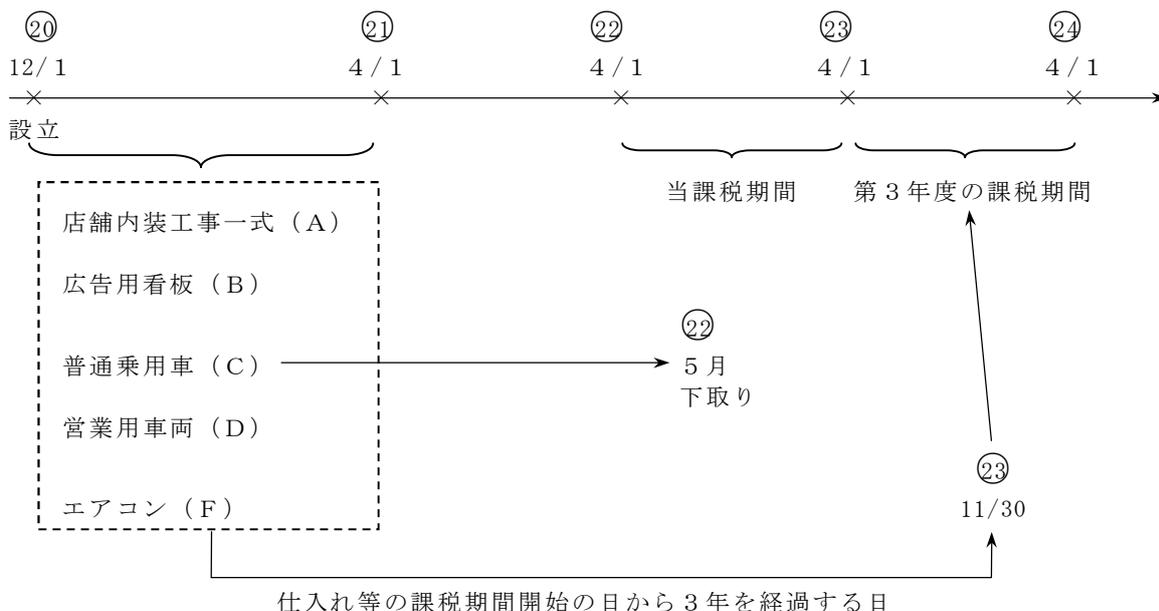
注 2 普通乗用車(E)について、エコカー補助金の額が取得価額から直接減額されているが、消費税法上では、車両の取得とエコカー補助金の受取りは、別々の取引として取り扱うこととなる。

従って、減額されたエコカー補助金の額を加算した額が課税仕入れに係る支払対価の額となる。

注 3 エアコンが調整対象固定資産に該当するか否かの判定は、1台当たりの金額で判定する。

注 4 ゴルフ場利用株式の取得は、問題文に「増資による払い込み」とあるため、ゴルフ場を経営する法人において、ゴルフ場利用株式の発行に係る収入は課税対象外取引となり、取得する丙社では課税仕入れに該当しない取引となる。

2. 著しい変動の調整



店舗内装工事一式、営業用車両については、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため調整不要

総括

消費税法の本試験として初めて総合問題と個別問題の2問形式で出題された。

問1は、個人事業者で簡易課税制度を適用する総合計算問題でした。この問1では、「納税義務の判定」、「簡易課税制度適用の有無」、「課税標準額の計算」、「貸倒回収に係る消費税額の計算」、「売上げの返還等対価に係る消費税額の計算」、「貸倒れに係る消費税額の計算」及び「中間納付税額の計算」が正答できているかが合否のポイントになると思われる。

問2は、調整対象固定資産に係る課税売上割合の著しい変動に係る個別計算問題でした。この問2では、調整対象固定資産の判定が正しくできているかが合否のポイントになると思われる。

以上のことから、今回の計算問題では36点以上の得点の獲得が必要と思われる。

予想合格ライン

第一問 30点～40点

第二問 36点～40点

全体 66点～80点